

お客様各位

株式会社スコア・ジャパン

代表取締役 大沢 理

2008年10月15日

運賃および立替金の掛け取引限度額変更ご依頼の件

拝啓

秋冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、突然のご通知で大変恐縮でございますが、ご利用いただいております運送代金および関税、消費税等の弊社立替分の掛け取引限度額につきまして、下記のように変更させていただきたく、お願い申し上げます。

ご高承のとおり、弊社は価格・速度・安全性についてより一層品質の高いサービスの提供を達成すべく、昨年10月に通関業の認可を取得し、自社による通関業務を開始いたしました。さらに、中国サイドにおきましても、来る2008年11月より通関業務を開始する予定であります。通関の際、お客様の輸出入貨物に係る関税・消費税等につきましては、弊社が一度立替えて納付することにより、貨物の引取速度を確保しておりましたが、昨今の諸般の日本企業をとりまく経済事情を鑑み、はなはだ勝手ではございますが、今回の「運賃および立替金の掛け取引限度額変更」のお願いをするに到りました。

弊社といたしましては、これからもサービスの品質をより一層向上させることにより、どこよりも早く、安く、安全な運送をご提供し、皆さまのご期待に応えていく所存でございます。長年にわたり弊社をごいきいただいておりますお客様のことを思いますと、まことに不本意ではございますが、なにとぞ諸般の事情をご賢察のうえ、特別のご配慮をもってご了承くださいませよう、よろしく願い申し上げます。

なお、本件につきましてお問い合わせなどがございましたら、担当営業者までご連絡くださるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 輸出入を問わず、掛け取引の限度額を月額30万円（運賃および関税・消費税等立替分の合計額）までとさせていただきます。
2. 掛け取引の限度額を超えた場合には締め日を待たずに都度請求をさせていただき、支払期限は請求書発行日から7営業日以内といたします。
3. 輸出入を問わず、一度の運送について発生する関税・消費税等の立替額が、日本円で30万円を超える場合には、掛け取引の枠外とさせていただきます。この場合、あらかじめ関税・消費税等の相当額をお支払いいただいた後、通関申請等手続きを開始いたします。
4. 当変更は2008年12月1日利用分から適用させていただきます。

輸出先で発生した関税等立替額は、規定レートにて日本円に換算いたします。

以上